

宮城県監査委員告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和6年12月27日

宮城県監査委員	佐々木	喜藏
宮城県監査委員	佐々木	功悦
宮城県監査委員	成田	由加里
宮城県監査委員	吉田	計

記

1 監査委員の報告日

令和6年9月4日

2 通知のあった日

令和6年10月24日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 仙台三桜高等学校

イ 監査委員の報告の内容

需用費について、支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

ガス料金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する支払時期を越えて支払ったもの。

・件数 1件

・金額 1,786円

ロ 措置の内容

<発生原因>

支出担当者が決裁後の支出命令決議書をファイルに綴り込み、出納員が支出確認審査をしないまま期間が経ってしまったもの。

<処理内容>

—

<再発防止策>

出納員と支出担当者がお互いに声を掛け合い、支出命令決議書の決裁と出納審査確認は、当日中に全て完了するようにしている。出納員と支出事務担当者の両者で出納確認入力が行われていない支出命令決議書がないことを毎日必ずチェックしている。

<内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況>

令和6年度所属重点リスク「支払遅延」として反映させた。